



山形県公報

令和5年11月24日(金)
第457号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……1181
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……1182
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……1183
- 駐車監視員資格者講習の実施……………(公安委員会) ……同

そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……1184
- 同……………(同) ……1190
- 同……………(同) ……1195
- 同……………(同) ……1198

告 示

山形県告示第815号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和5年12月4日山形市に招集する。

令和5年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第816号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新庄市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年9月12日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量(基準点測量)

山形県告示第817号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南陽市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
南陽市漆山地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年7月1日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和5年11月24日から同年12月8日まで縦覧に供する。

令和5年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市藤浪三丁目124番1地先から 同 二丁目100番1地先まで	旧	50.7メートル ） 18.8	メートル 37
同 上	新	49.4メートル ） 18.8	同 上

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第49号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

1 病院の項の表中 「財団法人 三友堂病院」 " 中央六丁目1番219号」を

「三友堂病院」 " 福田町2丁目1番55号」に、

「三友堂リハビリテーションセンター」 " 成島町三丁目2-90」を
「米沢こころの病院」 " アルカディア一丁目808番地の32」を

「米沢こころの病院」 " アルカディア一丁目808番地の32」に、

「" 若葉町12番55号」を 「" 金沢720番地の1」に改める。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年11月24日

山形県村山総合支庁長 西 澤 義 和

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,450,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8186
- 3 落札者を決定した日 令和5年10月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
山形ソルト商事株式会社 山形市流通センター一丁目10の1
- 5 落札金額 1キログラム当たり37.62円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年9月15日

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年11月24日

山形県公安委員会

委員長 柴 田 曜 子

1 日時及び場所

内 容	日	時	場 所
講 義	期 日	令和6年1月9日（火）及び同月10日（水）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間	受付 午前8時30分から午前8時45分まで 講義 午前8時45分から午後5時00分まで 指示 午後5時00分から午後5時15分まで	
修了考査	期 日	令和6年1月16日（火）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間	受付 午前9時00分から午前9時15分まで 考査 午前9時30分から午前10時30分まで 発表 午前11時30分から午後零時30分まで	

2 受講申込書の受付期間等

(1) 受付期間

令和5年11月27日（月）から令和5年12月11日（月）まで

(2) 受付時間

平日の午前9時00分から午後5時00分まで

3 受講申込書の提出先及び提出方法

(1) 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

(2) 提出方法

受講希望者本人が持参すること。代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。） 1通（交通指導課で事前に受領すること。）
- (2) 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）
- (3) 受講手数料20,000円（相当する額の山形県収入証紙を、受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、納付された受講手数料は、還付しない。
- (4) 返信用切手84円分

5 定員

受講定員は10名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締切る。

6 講習受講に必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講票
- (2) 筆記用具

7 その他

本講習及び考査についての問い合わせは、交通指導課（電話023(626)0110 内線5124）に行うこと。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年11月24日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営五十鈴アパ ート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	51.2	2	一般用	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	26,300	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	同	51.2	5	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	
同 3号	同 2-46	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	26,300	
同	同	同	51.2	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	
同 南山形アパ ート1号	同 南松原一 丁目9-5	2DK	49.6	2	同	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600	单身可
同	同	同	49.6	1	特定目的用 (高齢者等利用)	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600	同
同 2号	同	3DK	63.1	1	一般用	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	
同	同	同	63.1	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	单身可
同 4号	同 9-1	1LDK	39.9	11	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,600	同
同 5号	同 9-6	3DK	64.8	1	同	23,400	27,000	30,800	34,800	39,700	45,900	
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 桜町アパー ト2号	同 桜町四丁 目12-20	同	61.0	1	同	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	

同	同	同	同	同	64.2	1	同	21,700	25,000	28,600	32,300	36,900	42,600
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	同	同	66.5	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000
同 4号	同 8-32	同	同	同	62.6	2	同	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700
同 深町アパー ト4号	同 深町一丁 目7-34	同	同	同	64.2	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600
同 きたまちア パート3号	同 桜町三丁 目2-9	同	同	同	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600
同 南寒河江ア パート2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	同	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600
同	同	同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400
同 塩水アパー ト1号	同 大字寒 河江字塩水46- 1	同	2DK	特定目的用 （農、林、漁、水産等別）	57.0	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600
同 5号	同	同	3DK	一般用	70.7	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600
同 土屋倉アパ ート1号	同 土屋倉アパ ート1号 目3	同	同	同	51.8	1	同	12,400	14,300	16,400	18,500	21,100	24,400
同 2号	同	同	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700
同 金生アパー ト	同 金生一丁 目13-13	同	3K	同	44.4	2	同	10,600	12,200	13,900	14,800	14,800	14,800
同 鷲ヶ袋アパ ート2号	同 旭町二丁 目7-2	同	3DK	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900
同	同	同	同	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900
同 長清水アパ ート2号	同 長清水一 丁目10-12	同	同	特定目的用 （農、林、漁、水産等別）	69.4	1	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,300
同 4号	同 10-14	同	同	一般用	67.7	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200

同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300		单身可
同	同	同	54.6	2	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300		
同 日光アパー ト5号	天童市北久野本 四丁目17-5	同	62.9	1	同	21,900	25,300	29,000	32,700	37,300	43,100		
同 交り江アパ ート2号	同 交り江五 丁目10-2	同	62.8	2	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500		
同 天童駅西ア パー ト3号	同 天童駅西 二丁目2-31	同	61.0	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700		
同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,200	28,500	32,500	37,600		
同 天童駅南ア パー ト1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	2	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900		
同 東根中央ア パー ト1号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800		
同 3号	同	同	64.2	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,900		
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200		
同 2号	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200		单身可
同 同 2号	同	同	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000		
同 中原アパー ト1号	中山町 大字長崎881- 2	2DK	53.4	2	特定目的用 （農、林、特用）	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200		单身可
同 長崎アパー ト	中山町 大字長崎8035- 205	3DK	62.8	2	一般用	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600		
同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600		
同	同	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600		单身可

同 2号	同	2LDK	71.1	2	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264-3	3DK	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同	同	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	単身可
同 大石田アパ ー	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年12月1日（金）から同月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年12月7日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
山形県住宅供給公社村山地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年11月24日

山形県住宅供給公社
理事長 平山 雅之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	一般用	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	同	60.3	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	同	同
同	同	3DK	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	单身可	单身可
同	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	同	同
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	同	同
同	同	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	同	同
同	同	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400	同	同
同 2号	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同	单身可
同 3号	同	同	75.6	1	同	25,600	29,600	33,800	38,200	43,600	50,300	同	同
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	同	同
同 3号	同	同	69.9	2	同	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	同	同
同 4号	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	同	同
同	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	同	同
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	同	同

同 6号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	单身可
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	
同 2号	同 2-95	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	单身可
同 相生アパー ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同	同	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同 2号	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同 小出アパー ート1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	2	同	13,400	15,400	17,700	19,900	22,800	26,300	
同 2号	同 3- 2	同	58.0	1	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	
同	同	同	58.0	1	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	单身可
同 成田アパー ート	同 成田3102 -3	同	58.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	
同	同	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	单身可
同	同	同	63.9	1	同	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600	
同 桜木アパー ート2号	同 南陽市三間通 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可

同 糠野目第2 アパート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 大町アパー ト	同 大字高島695- 12	同	58.0	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	
同	同	同	58.0	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	单身可
同 館之北アパ ート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	同
同 白鷹アパー ト	同 西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	同
同 あらとアパ ート2号	同 725 -1	同	77.9	2	同	24,600	28,400	32,500	36,600	41,800	48,300	
同	同	同	77.9	1	同	24,600	28,400	32,500	36,600	41,800	48,300	单身可
同 飯豊アパー ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年12月1日（金）から同月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年12月7日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年11月24日

山形県住宅供給公社
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格	公	分	家				賃		金	要
						区	募	区	分	数	要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積	戸数		収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	敷	要
県営若葉東アパ ート1号	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8 平方メートル	1	一般用	16,300 円	18,800 円	21,500 円	24,200 円	27,700 円	31,900 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 3号	同 -1	同	63.9	1	同	16,800 円	19,400 円	22,200 円	25,000 円	28,600 円	33,000 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がい程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のもがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和5年12月1日（金）から同月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年12月7日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
新庄市金沢字大道上2034
山形県住宅供給公社最上地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年11月24日

山形県住宅供給公社
理事長 平山 雅之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
			住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 2号	同 19 -28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400		
同 3号	同 19 -23	2DK	40.5	1	同	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500		单身可
同 4号	同 18 -3	3DK	79.4	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,100	42,800		
同 東部アパ ート3号	同 朝陽町6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同	同	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		单身可
同 茅原アパ ート1号	同 北茅原町 9	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600		
同	同	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600		单身可
同 2号	同	同	63.9	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400		
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
同	同	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		单身可
同	同	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		同
同 2号	同 9 -30	同	64.2	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		同
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,100	17,400	19,900	22,500	25,700	29,700		同

同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	同
同	同	同	51.2	1	特定目的用 （農用・林用）	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	
同 川南住宅4号	同 1-4	3K	54.6	1	一般用	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	单身可
同	同	同	54.6	2	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同 川南アパ-ト5号	同 1-5	同	55.7	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	单身可
同	同	同	55.7	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同 こがねアパ-ト1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同	同	同	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	单身可
同	同	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同	同	4DK	71.5	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	单身可
同 3号	同 21-14	3DK	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	同
同 東泉アパ-ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	单身可
同	同	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	

同	同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	同
同 3号	同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパー ト1号	同	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	2	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	单身可
同	同	同	同	69.2	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同 2号	同	同	同	69.2	2	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	同
同 新橋アパー ト	同	同 新橋五丁 目5-1	同	68.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 北新町アパ ー	同	同 北新町一 丁目1-58	同	64.3	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同 狩川アパー ト	同	同 東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	
同	同	同	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	单身可
同 余目アパー ト	同	同 余目字大塚93- 1	同	64.2	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	同
同 遊佐アパー ト	同	同 飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	
同	同	同	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年12月1日（金）から同月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年12月7日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年2月上旬

令和5年11月24日印刷 発行所 山形県庁
令和5年11月24日発行 発行人 山形県